

鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、別表の第1欄に掲げる施設の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費を補助することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙。以下「国交付要綱」という。）5に掲げる施設整備（以下「対象事業」という。）を行う別表第3欄に掲げる設置者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の対象経費は、国交付要綱の別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表5の4欄又は別表4の3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。なお、国交付要綱別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表5の4欄又は別表4の3欄の「対象経費」中、「工事請負費」とあるのは「工事請負費（県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）」と、「委託費」とあるのは「委託費（県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）」と、それぞれ読み替えるものとする。

なお、次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
 - (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することにより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
 - (3) 職員の宿舍に要する費用
 - (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
 - (5) その他施設整備費として適当と認められない費用
- 3 本補助金の額は、補助対象経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3（児童厚生施設については3分の2、以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とし、国交付要綱8により算定し、国から受ける交付金の額に児童厚生施設については2を、それ以外の施設については2分の3を乗じて得た額を上限とする。以下「補助金額」という。）以下とする。
- 4 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助対象事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号-1（ただし、国交付要綱5に掲げる防犯対策強化に係る整備の場合にあっては様式第1号-2）及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、

前条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事はその財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金等の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る補助金額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（状況報告）

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、対象事業に係る工事に着工したときは、様式第4号による報告書を着工した日から5日以内に知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、対象事業が交付決定を受けた年度（以下「交付決定年度」という。）の12月31日現在の工事の進捗状況について、様式第5号による報告書を翌月10日までに知事に提出しなければならない（ただし、対象事業が交付決定年度の11月30日の時点で完了し、又は中止し、若しくは廃止されているときを除く。）。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額又は補助対象経費の20パーセントを超える減額を伴う変更（ただし、本補助金の減額が生じない場合を除く。）

（2）建物の規模又は構造の変更のうち、施設の機能を著しく変更するもの

（3）建物等の用途の変更

（4）入所定員又は利用定員の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは「変更等について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了、中止又は廃止の日から14日を経過する日と、交付決定年度の翌年度の4月2日のいずれか早い日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第6号—1（ただし、国交付要綱5に掲げる防犯対策強化に係る整備の場合にあっては様式第6号—2）及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和35年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が単価30万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第65条第1項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(提出書類の部数)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正副2部とする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子育て・人財局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月3日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年7月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までに交付決定を受けた本補助金は、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成21年9月16日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までに交付決定を受けた本補助金は、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までに交付決定を受けた本補助金は、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成24年9月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までに交付決定を受けた本補助金は、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までに交付決定を受けた本補助金は、なお従前の例による

附 則

1 この要綱は、平成30年3月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までに交付決定を受けた本補助金は、なお従前の例による

附 則

この要綱は、令和元年7月4日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の第11条の規定については、令和元年7月5日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

1 施 設 の 種 類	2 設 置 根 拠 法 令 等	3 設 置 主 体
<p>(1) 児童福祉法に基づく施設等</p> <p>ア 児童福祉施設（ただし、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターに限る。）</p> <p>イ 児童自立生活援助事業所</p> <p>ウ 小規模住居型児童養育事業所</p>	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項</p> <p>児童福祉法第6条の3第1項</p> <p>児童福祉法第6条の3第8項</p>	<p>社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）、公益社団法人、公益財団法人又は県が認めた法人（※）</p>
<p>(2) 婦人保護施設</p>	<p>売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条</p>	<p>社会福祉法人</p>
<p>(3) その他の施設</p>	<p>別途厚生労働大臣が定める基準等</p>	<p>社会福祉法人又は日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人</p>

※ 「県が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第6条の3第8項に基づき事業を実施する県が認めた法人をいう。

年度鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金事業計画書

1 実施施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所(利用)定員

現 在 定 員	増 加 定 員	合 計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 母子生活支援施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)

(ア) 敷地面積 _____ m²

(イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

(ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)

(エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(オ) 建物の構造 (_____ 造)

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 (_____ 造)

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分(_____ 年度:国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分(取りこわし)年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 (_____ 造)

(2) 整備費内訳

ア 主 体 工 事 費 _____ 円

イ 工 事 事 務 費 _____ 円

ウ 小 計 (本 体 工 事 費) _____ 円

エ 特 殊 附 帯 工 事 費 _____ 円

オ 解 体 撤 去 工 事 費 及 び
仮 設 施 設 整 備 工 事 費
(解 体 撤 去 工 事 費) _____ 円

(仮 設 施 設 整 備 工 事 費) _____ 円

カ そ の 他 工 事 費 _____ 円

キ 地域交流スペース 円
ク 合 計 円

(3) 施工期間

ア 契約年月日

イ 着工年月日

ウ 竣工年月日

エ 竣工後の事業開始年月日

オ 解体撤去工事関係

(ア) 着工年月日

(イ) 完了年月日

カ 仮施設設工事費関係

(ア) 工事期間

(イ) 仮施設設の使用期間

3 他の補助金の活用の有無

※ 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

4 消費税の取扱い

※ 「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」の別を記載すること。

5 抵当権設定の有無

※ 平成20年4月17日付雇児発第0417001号厚生労働省社会・援護局長通知「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無の別を記載すること。

6 その他参考事項

※ 止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難である場合は、その事情を記載すること。

7 添付書類

(1) 補助金申請額内訳書（別紙）

(2) 工事請負契約書の写し

※ 仮施設設整備を行う場合であって、賃貸借による場合は賃貸借契約書の写しを添付すること。

(3) 工事費費目別内訳書

(4) 工程表

※ 複数年にまたがって整備をする場合は、年度ごとの進捗割合が明記されたものを添付すること。

(5) 建物配置図、建物平面図（建物面積を明記したものお帯）及び建物立面図

※ 建物配置図は整備前のもの、整備後のもの及び整備前後を重ねたものを、建物平面図は各階の整備前のもの及び整備後のものを、建物立面図は整備前のもの及び整備後のものを添付すること。

※ 拡張、改造等建物の一部を整備する場合は、既存部分との関係を明示すること。

(6) 整備後の各室ごとに室名及び面積を明らかにした表

(7) 整備前の建物内外主要部分の写真台帳

※ 写真ごとの撮影位置及び撮影方向を記載した図面（例：建物配置図や平面図を利用し、撮影位置に写真番号を、撮影方向に矢印を記載した図面）も添付すること。

年度防犯対策強化整備計画書

1 防犯計画の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	対象経費の 実支出予定額	補助金申請額
合 計					

2 防犯対策強化に係る整備の概要及び整備が必要な理由

施設名	防犯対策強化に係る整備の概要及び整備が必要な理由

※ 整備が必要な理由は、経緯及び整備の現状を踏まえ、整備による効果等について具体的に記載すること。

3 他の補助金の活用の有無

※ 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

4 消費税の取扱い

※ 「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」の別を記載すること。

5 添付資料

- (1) 補助金申請額内訳書（別紙）
- (2) 工事請負業者2社の見積書の写し
- (3) 建物配置図及び建物平面図

※ 整備する防犯対策強化のための外構や非常通報装置等の設置位置を明示すること。

- (4) 整備前の建物内外主要部分の写真台帳

※ 写真ごとの撮影位置及び撮影方向を記載した図面（例：建物配置図や平面図を利用し、撮影位置に写真番号を、撮影方向に矢印を記載した図面）も添付すること。

年度鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金申請額内訳書

設置者												
施設種別												
施設名												
施設種別	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出 (予定)額 B (≦A) 円	寄付金その 他の収入額 C 円	差引額 D(=A-C)円	県補助 選定額 E 円	国 交 付 金 算 定 額				県 補 助 限 度 額 J 円	県 補 助 基 本 額 K 円	県 補 助 所 要 額 L 円
						定 員 F	交付基礎 点 G 点	基準点数 H(=F×G) 点	交付基礎額 I (=H ×1,000) 円			
施設整備費計												
小 計												
小 計												

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 算出に当たっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
 (3) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
 (4) E欄には、B欄の額とD欄の額とを比較して少ない方の額に県補助率を乗じた額を記入すること。
 (5) 防犯対策強化に係る整備の場合における「国交付金算定額」欄のH欄については、最も低い見積り額を2,000(児童厚生施設の場合は3,000)で除した点数(非常通報装置等の設置の場合は、その点数と900点とを比較して少ない方の点数)を記入すること。
 (6) J欄には、B欄の額とD欄の額とを比較して少ない方の額に国補助率を乗じた額とI欄の額とを比較し、その少ない方の額(1,000円未満切捨て)に2分の3(児童厚生施設の場合は2)を乗じた額を記入すること。なお、交付金算定方法が国交付要綱8によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額(対象経費のみ)の合計額に2分の3(児童厚生施設の場合は2)を乗じたものをJ欄に記入すること。
 (7) K欄には、E欄の額とJ欄の額とを比較して少ない方の額を記入すること。
 (8) L欄には、1,000円未満を切り捨てたK欄の額を記入すること。
 (9) E欄、J欄、K欄及びL欄の「小計」及び「施設整備費計」欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。

様式第2号（第4条、第8条関係）

年度鳥取県次世代育成支援対策施設整備事業収支予算（決算見込み）書

（単位：円）

収入の部

区 分	金 額	摘 要
鳥取県補助金		
計		

支出の部

区 分	金 額	摘 要
施設整備費		
計		

年 月 日

様

職 氏 名

印

年度鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「〇〇〇〇事業」とし、その内容は、〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金	円
（2）交付決定額	金	円

3 経費の配分

本負担（補助）金の対象経費の配分は、〇〇〇〇とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合については、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額等について、鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱（平成18年2月3日付第200500115492号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第3項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本負担（補助）金は、間接国費補助金に該当するものであり、その収受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生労働省令第6号）の規定に従わなければならない。

6 交付の条件

- (1) 整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち、整備計画に記載された建物等の用途を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 整備計画に記載された事業を中止、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (8) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) この補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人JKA若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (11) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (12) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (13) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第7号に準じて速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日

までに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入税額控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

年度鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金に係る施設の工事着工報告書

施設の種類別		施設の名称		設置団体									
建物の構造及び面積	構造 _____造	工事費合計	_____円	直営・請負の別									
	建築面積 _____㎡			契約年月日									
	延面積 _____㎡			着工年月日									
				完成予定年月日									
	年	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
出来高	金額(円)												
	%												

(注) 明許繰越を行った事業については、「(_____年度からの繰越分)」と明記すること。

年度鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金に係る施設の工事進捗状況報告書

施設の種類 _____

施設名	設置主体	創設、拡張 等の別	県負担（補助） 額 A 円	12月末日の 出来高 B %	3月末日まで の出来高見込 C %	繰越見込高 D(100-C) %	繰越見込額 E(A×D) 円	備考

合計								
----	--	--	--	--	--	--	--	--

（注）明許繰越を行った事業については「（ 年度からの繰越分）」と明記すること。

年度鳥取県次世代育成支援対策施設整備事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所(利用)定員

現 在 定 員	増 加 定 員	合 計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 母子生活支援施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)

(ア) 敷地面積 _____ m²

(イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

(ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)

(エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、 延面積 _____ m²

(オ) 建物の構造 (_____ 造)

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、 延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 (_____ 造)

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分(_____ 年度:国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分(取りこわし)年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、 延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 (_____ 造)

(2) 支出済事業費総額

ア 主 体 工 事 費 _____ 円

イ 工 事 事 務 費 _____ 円

ウ 小 計 (本 体 工 事 費) _____ 円

エ 特 殊 附 帯 工 事 費 _____ 円

オ 解 体 撤 去 工 事 費 及 び 仮 設 施 設 整 備 工 事 費 _____ 円

(解体撤去工事費) _____ 円

(仮設施設整備工事費) _____ 円

カ そ の 他 工 事 費 _____ 円

キ 地域交流スペース 円
ク 合 計 円

(3) 施工期間

ア 契約年月日

イ 着工年月日

ウ 竣工年月日

エ 竣工後の事業開始年月日

オ 解体撤去工事関係

(ア) 着工年月日

(イ) 完了年月日

カ 仮施設設工事関係

(ア) 工事期間

(イ) 仮施設設の使用期間

3 他の補助金の活用の有無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

4 消費税の取扱い

※「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」の別を記載すること。

5 抵当権設定の有無

※平成20年4月17日付雇児発第0417001号厚生労働省社会・援護局長通知「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無の別を記載すること。

6 添付書類

(1) 補助金精算額内訳書（別紙1）

(2) 工事契約金額報告書（別紙2）

※ 契約ごとに施工業者が異なる場合は施工業者ごとに作成すること。

(3) 工事完了を確認するに足る検査済証の写し

※ 建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証

(4) 工事請負契約書の写し

※ 仮施設設整備を行う場合であって、賃貸借による場合は賃貸借契約書の写しを添付すること。

(5) 工事費費目別内訳書

(6) 工程表

※ 複数年にまたがって整備をする場合は、年度ごとの進捗割合が明記されたものを添付すること。

(7) 建物配置図、建物平面図（建物面積を明記したものお帯）及び建物立面図

※ 建物配置図は整備前のもの、整備後のもの及び整備前後を重ねたものを、建物平面図は各階の整備前のもの及び整備後のものを、建物立面図は整備前のもの及び整備後のものを添付すること。

※ 拡張、改造等建物の一部を整備する場合は、既存部分との関係を明示すること。

(8) 整備後の各室ごとに室名及び面積を明らかにした表

(9) 整備後の建物内外主要部分の写真台帳

※ 写真ごとの撮影位置及び撮影方向を記載した図面(例：建物配置図や平面図を利用し、撮影位置に写真番号を、撮影方向に矢印を記載した図面)も添付すること。

(10) 解体撤去建物に係る解体前中後の写真台帳

※ 添付書類(9)の※に同じ。なお、解体前中後の各写真は、解体状況が瞭然となるよう、可能な限り同じ位置・方向から撮影すること。

(11) 抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)

※ 上記5の抵当権を設定している場合に添付すること。

年度防犯対策強化整備計画実績の概要

1 防犯計画の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	対象経費の実支出額(実績額)	補助金精算額
合 計					

2 防犯計画と実績との比較及び進捗状況

施設名	防犯計画と実績との比較及び進捗状況

3 他の補助金の活用の有無

※「有」の場合は、当該補助金の名称、事業内容、問合せ先を記載すること。

4 消費税の取扱い

※「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」の別を記載すること。

5 添付資料

(1) 補助金精算額内訳書(別紙1)

(2) 工事契約金額報告書(別紙2)

(3) 工事請負契約書の写し

※ 契約書を省略している場合は、当該工事請負業者の見積書の写しを添付すること。

(4) 建物配置図及び建物平面図

※ 整備した防犯対策強化のための外構や非常通報装置等の設置位置を明示すること。

(5) 整備後の建物内外主要部分の写真台帳

※ 写真ごとの撮影位置及び撮影方向を記載した図面(例:建物配置図や平面図を利用し、撮影位置に写真番号を、撮影方向に矢印を記載した図面)も添付すること。

年度鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金精算額内訳書

設置者															
施設種別															
施設名															
施設種別	設置者の 総事業費 A 円	対象経費 の実支出 額 B(≤A)円	寄付金 その他 の収入 額 C 円	差 引 額 D(=A-C)円	県補助 選定額 E 円	国 交 付 金 算 定 額				県補助 限度額 J 円	県補助 基本額 K 円	県補助 所要額 L 円	県補助 交付 決定額 M 円	県補助 金受入 済額 N 円	差 引 過不足額 O(=N-L)円
						定 員 F	交付基礎 点 数 G 点	基準点数 H(=F×G) 点	交付基礎額 I(=H ×1,000) 円						
施設整備費計															
	小計														
	小計														

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 算出に当たっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
 (3) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
 (4) E欄には、B欄の額とD欄の額とを比較して少ない方の額に県補助率を乗じた額を記入すること。
 (5) 防犯対策強化に係る整備の場合における「国交付金算定額」欄のH欄については、最も低い見積り額を2,000(児童厚生施設の場合は3,000)で除した点数(非常通報装置等の設置の場合は、その点数と900点とを比較して少ない方の点数)を記入すること。
 (6) J欄には、B欄の額とD欄の額とを比較して少ない方の額に国補助率を乗じた額とI欄の額とを比較し、その少ない方の額(1,000円未満切捨て)に2分の3(児童厚生施設の場合は2)を乗じた額を記入すること。なお、交付金算定方法が国交付要綱8によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額(対象経費のみ)の合計額に2分の3(児童厚生施設の場合は2)を乗じたものをJ欄に記入すること。
 (7) K欄には、E欄の額とJ欄の額とを比較して少ない方の額を記入すること。
 (8) L欄には、1,000円未満を切り捨てたK欄の額を記入すること。
 (9) E欄、J欄、K欄、L欄、M欄、N欄及びO欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。

番 号
年 月 日

職 氏 名 様

対象事業者

施 行 業 者

工 事 契 約 金 額 報 告 書

発注者（委託者）〇〇〇〇と請負者（受託者）△△△は、◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、県の負担（補助）金についても、これに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計監理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

鳥取県知事 殿

住 所
氏 名 印
(団体にあつては、団体名称及び代表者氏名)

年度鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金仕入控除税額報告書

年 月 日第 号で交付決定を受けた 年度鳥取県次世代育成支援対策施設整備補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

記

- 1 施設の種別及び名称
- 2 鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳及び確定申告書の写し